⑯　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑰　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Masuda, Director Kumamoto Branch MOD

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Maintenance Hangar additional Construction, JMSDF kanoya Base

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : May 18, 2017 P.M. 5 : 00

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : June 20, 2017 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Audit Subsection, Administration Division, Kumamoto Defense Branch, MOD 1―1―11 Higashi-machi, Higashi-ku, Kumamoto-shi, Kumamoto-ken 862―0901 TEL 096―368―2174 (Ext. 360)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平城宮跡歴史公園第一次大極殿院南門復原整備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 29 年４月 28 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事名　平城宮跡歴史公園第一次大極殿院南門復原整備工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　奈良県奈良市佐紀町地先

３　工事内容

本工事は平城宮跡歴史公園内の第一次大極殿院の南門（復原）を新築整備する工事であり、併せて第一次大極殿院を管理する院管理施設の新築、南門復原整備のための素屋根の新設、来園者が工事期間中の南門の復原整備状況を確認できる現場公開施設の新設・とりこわし及び上記に伴う電気関係設備、機械関係設備及び外構整備を行うものである。

南門　木造　平家建　延べ面積196㎡　新築１棟、院管理施設　鉄筋コンクリート造　平家建　延べ面積137㎡　新築１棟、現場公開施設　鉄骨造　新設１箇所、素屋根　鉄骨造　延べ面積2,144㎡　新設１箇所、外構　改修一式、電気設備工事、機械設備工事　各新設一式、とりこわし（現場公開施設）とりこわし一式

４　工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事開始日までの期間）を設定した工事であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が工事開始日を任意に設定することができる工事である。

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者を配置することを要しない他、現場に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は行っても良い。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事開始日から1,580日間（ただし、平成29年11月20日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

ただし、現場公開施設については、工事開始日から340日間

５　申請の時期

平成29年５月１日から平成29年６月７日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成29年６月７日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年４月28日から平成29年９月５日まで、〒540―8586 大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

ⓐ　特定建設工事共同企業体協定書㊒（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

ⓑ　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年４月28日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

ⓐ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓑ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、特定ＪＶの代表者においては、1,200点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

また、特定ＪＶのその他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

ⓒ　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓐの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓓ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ⓔ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。